



知的財産権の侵害から企業を守る 特定侵害訴訟代理人の資格を活用



オリーブ国際特許事務所

オリーブこくさいとっきよじむしょ

☎ 045-640-3253

✉ olive@olive-pat.com

📍 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37F

http://www.olive-pat.com/



所長
藤田考晴 さん

東京工業大学工学部卒。同大学大学院理工学研究科修了。株式会社デンソーの基礎研究所で研究に従事後、大手特許事務所に入所。1998年、弁理士資格取得。約8年の実務経験を経て、2003年「オリーブ国際特許事務所」設立。

弁理士との共同で対応 特許庁審決取消訴訟も

「オリーブ国際特許事務所」の所長藤田考晴さんは、知的財産の創造、保護、活用の各フェーズで企業を支援するだけでなく、知的財産の権利が侵害されたときに損害を回復する支援でも頼りになる弁理士だ。弁理士との共同受任を条件に企業の代理人となつて、侵害した企業との交渉や訴訟ができる法的な資格を持っているからだ。特定侵害訴訟代理業務付記弁理士といい、知財活動のウイングが通常の弁理士より広いのが強みだ。

特定侵害訴訟代理業務付記とは、日本弁理士会が実施する研修を受け、民法や民事訴訟法、民事執行法、民事保全法などの知識が問われる国家試験に合格した弁理士に付与される資格。

「特定侵害訴訟とは、特許、実用新案、意匠、商標、半導体の回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟のことです。具体的な流れとしては、権利侵害の疑いのある事例にクライアント企業や当事務所が気づいたときに、当事務所が連携している弁理士と対応を協議、最初に相手企業に警告書を送付し、その上で裁判外紛争処理業務と

して交渉に臨みます。多くの場合、相手企業が非を認めてライセンス契約などの形で決着しますが、認めなかった場合は訴訟に持込みます」

権利侵害が海外で発生したときは、同事務所が構築した海外の弁理士や弁理士などのネットワークを利用して、知的財産の使用差し止めや損害賠償請求など最善の方法を選択して対応するという。

弁理士は、侵害訴訟の他に、依頼者が知的財産権取得のために出願した案件が特許庁で認められない拒絶審決に不服がある場合に、その審決の取り消しを求める審決取消訴訟の訴訟代理人に単独でなることもでき、藤田さんはこの点でもクライアント企業の頼りになる存在だ。

「激しい企業間競争の中で知的財産の認知度が高まっていることや、技術開発に投下した資本の回収に企業が力を入れていること、ベンチャー企業やスタートアップ企業が大企業との対抗上、知的財産の権利化に積極的に取り組む動きが活発化していることなどを背景に、知的財産権の侵害に対する関心は高まっていくと考えられます。当事務所では持てる資格をフルに活用し、クライアント企業の権利をしっかりと守っていきたくと思っています」

(ライター/斎藤 紘)